

案

福井県指定 福井鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新】

福井県指定 福井鳥獣保護区
福井特別保護地区計画書
【指定】

令和7年11月

福 井 県

1 鳥獣保護区および特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区等の名称

福井鳥獣保護区、福井鳥獣保護区福井特別保護地区

(2) 鳥獣保護区および特別保護地区の区域

1) 鳥獣保護区の区域

福井市花堂北2丁目地籍の一般県道福井鯖江線と市道南部1-200号線との交差点を起点として、同市道を西進して市道南部1-14号線に至り、同市道を南西進して市道南部1-927号線に至り、同市道を西進して市道南部1-916号線に至り、同市道を北西進して市道南部1-901号線に至り、同市道を西進して市道（都）環状西線に至り、同市道を北進して狐川に架かる社橋南詰に至り、同河川左岸護岸を北西進して狐川に架かる狐橋西詰に至り、同地点から市道中央3-476号線を北東進して主要地方道福井四ヶ浦線に至り、同地方道を南進して市道（都）福井川西線に至り、同市道を南東進して市道中央3-171号線との交点に至り、同市道を北東進して市道中央3-174号線に至り、同市道を北東進して市道中央3-180号線に至り、同市道を北進して主要地方道福井四ヶ浦線に至り、同地方道を東進して一般県道山奥九十九橋線に至り、同県道を南進して主要地方道福井朝日武生線に至り、同地方道を東進して一般県道福井鯖江線に至り、同県道を南進して起点に至る一円。

2) 特別保護地区の区域

県指定福井鳥獣保護区のうち、福井市山奥町59字稻荷山と58字国ヶ尾との境界の主要地方道福井朝日武生線を起点として、同境界を北西進して足羽山頂上付近の市道中央3-171号線に至り、同市道を北東進し、平和塔の南端付近の福井市山奥町33字向山と32字大山との境界を北西に福井市足羽4丁目に至る線から北東部の足羽山の区域一円。

(3) 存続期間

1) 鳥獣保護区

令和7年11月1日から令和27年10月31日

2) 特別保護地区

令和7年11月1日から令和27年10月31日

2 鳥獣保護区および特別保護地区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区および特別保護地区の設定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区および特別保護地区の指定目的

当該鳥獣保護区域は、福井市の南西部に位置し、足羽山（標高約 116m）、八幡山（同 120m）、兎越山（同約 80m）の三つの孤立した丘陵（総称を「足羽三山」という。）を含む。また、特別保護地区域は、足羽山の東部に位置し、足羽山公園や平和塔を含んだ地域である。森林植生の大部分はアベマキやコナラなど落葉広葉樹二次林に覆われている。落葉広葉樹林の林床に群生するカタクリやショウジョウバカマを訪花するギフチョウは、福井市の天然記念物に指定されている。

また、福井県が作成したレッドリストに記載されている県域絶滅危惧Ⅰ類のヤマセミ、県域絶滅危惧Ⅱ類のアオバズクを含む、10 目 30 科、72 種の鳥類の生息が確認されている。春先にはメジロ、ホオジロ、早夏にはオオルリやキビタキ、夏期にはヒヨドリやカワラヒワ、秋以降はエナガやツグミに代表される冬鳥、カラ類の群れやカケスなどが見られ、四季を通じて身近な野鳥や渡り鳥の生息地となっている。

このように、当該区域は多様な鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区および特別保護地区に指定し、その保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 鳥獣保護区および特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概況

ア 鳥獣保護区および特別保護地区の位置

当該鳥獣保護区域は、福井市の中心部に位置し、足羽山（標高約 116m）、八幡山（同 120m）、兎越山（同約 80m）の三つの孤立した丘陵（総称を「足羽三山」という。）を含む地域である。また、特別保護地区域は、足羽山の東部に位置し、足羽山公園や平和塔を含んだ地域である。

イ 地形、地質等

足羽山の地質は、新生代新第三紀中新世の糸生層の火山岩部層が連続的に露出し、多様な火山砕屑岩類の発達が顕著である。なかでも、約 1,700 万年前の火山活動によって噴出し固結したデイサイト軽石火山礫凝灰岩は、「笏谷石」と呼ばれ、足羽山の大

部分を構成している。笏谷石は、灰青緑色を呈し比較的柔らかく、肉眼でも識別できる火山岩の岩片を多数含むのが特徴で、墓石や装飾用の石材等として利用されている。

ウ 植物相の概要

足羽三山には、約 470 種の草本類、約 170 種の木本類、約 80 種のシダ植物の生育が確認されている。森林の大部分はアベマキやコナラなど落葉広葉樹二次林から成るが、東部の足羽神社や藤島神社周辺など人為攪乱の少ない社寺林にはスダジイやシラカシなどの常緑広葉樹林が分布している。また、急峻な尾根部にはモミを含む林分も認められる。

エ 動物相の概要

鳥類

別表 2 のとおり

獣類

ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、ホンドギツネ、ニホンアナグマ、ニホンイタチ、シベリアイタチ、アライグマ、ハクビシン、ニホンテン、ノネコ、アブラコウモリ、キクガシラコウモリ、アカネズミ、ニホンリス、ムササビ、ニホンノウサギ、コウベモグラ

(2) 当該地域およびその周辺での農林作物の被害状況

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
被害面積 (ha)	0.33	0	0
被害金額 (千円)	412	0	0
有害捕獲 (件数)	1,447	806	801

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条第 1 項の規定による補償に関する事項

計画なし

6 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 0 本
- (2) 特別保護地区用制札 2 本

7 存続期間の更新、再指定の理由

森林に生息する鳥獣が継続して確認され、また、その生息環境も良好であると考えられることから、第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の存続期間の更新、

特別保護地区の再指定を行うものである。

8 参考事項

(1) 当初指定

1) 福井鳥獣保護区の指定

昭和 35 年 11 月 1 日 (福井県告示昭和 35 年 10 月 28 日第 743 号)

2) 福井鳥獣保護区福井特別保護地区

昭和 49 年 11 月 1 日 (福井県告示昭和 49 年 10 月 29 日第 1004 号)

(2) 経緯

1) 福井鳥獣保護区

存続期間の更新

昭和 40 年 11 月 1 日 (福井県告示昭和 40 年 10 月 22 日第 729 号)

昭和 50 年 11 月 1 日 (福井県告示昭和 50 年 10 月 14 日第 1162 号)

昭和 60 年 11 月 1 日 (福井県告示昭和 60 年 10 月 28 日第 983 号)

平成 17 年 11 月 1 日 (福井県告示平成 17 年 10 月 18 日第 861 号)

令和 7 年 11 月 1 日 (福井県告示令和 7 年 月 日第 号)

2) 福井鳥獣保護区福井特別保護地区

再指定

昭和 50 年 11 月 1 日 (福井県告示昭和 50 年 10 月 31 日第 1209 号)

昭和 60 年 11 月 1 日 (福井県告示昭和 60 年 10 月 28 日第 987 号)

平成 17 年 11 月 1 日 (福井県告示平成 17 年 10 月 28 日第 862 号)

令和 7 年 11 月 1 日 (福井県告示令和 7 年 月 日第 号)

(3) その他

なし。